

## 欧米諸国におけるコスト・インフレの進行とその背景

### 〔要 旨〕

最近欧米主要国では、頃来の総需要抑制政策の効果浸透から物価の騰勢は英国を除いて鈍化しつつあるが、反面、高率の賃金上昇を主因に、インフレは従来の需要インフレからしだいにコストプッシュ・インフレへ移行する様相を強めている。とくに英国においては、名目賃金の伸びが消費者物価の伸びをはるかに上回り、深刻な賃金コスト・インフレが続いている。

英国の場合、このように賃金コスト・インフレが加速している背景としては、労働組合組織の特殊性、国有化企業のウェイトの高いこと、などの構造的要因に加え、長年の低成長とインフレのなかで労使関係が悪化していることが指摘される。反面、西ドイツの最近の賃上げが6%台の低水準にとどまっているのは、他国に先がけてインフレの収束にほぼ成功したという基本的事情に加え、安定的な労使関係、政策当局の政策運営の適切さ、などにその要因を求めることができよう。

他方、労働の生産性についてみると、各国とも、景気後退に伴う生産減少に加え、近年の設備投資停滞傾向から、その伸びは著しく鈍化している。このため、西ドイツを除き各国とも賃金コストは急激な上昇を示しており、当面その騰勢が弱まる見込みは少ない。

この間、各国の失業率は、70年代に入り一段と上昇し、とくに最近はその傾向が著しい。これには、①女子、若年労働者の増加、②最低賃金制の実施、③欧州諸国における外人労働者の増加、といった事情もからんでいるとみられる。

こうしたコスト・インフレの進行に対し、各国の政策当局は、従来の経験にかんがみ、賃金・価格規制等所得政策の採用についてはむしろ消極的で、総需要管理政策によるインフレ抑制と地道な労使協調関係の維持改善によって、賃金上昇をモダレートな範囲に抑制しようとする動きが強まりつつある。

## 〔目 次〕

- |   |  |
|---|--|
| 1. 最近の物価動向<br>2. 賃金コストの上昇とその背景<br>(1) 名目賃金の大幅上昇<br>(2) 英独両国の賃上げ動向<br>(3) 生産性上昇の鈍化<br>(4) 賃金コストの上昇 | 3. 失業の増大とその背景<br>4. コスト・インフレ対策の展開と問題点<br>(1) 総需要抑制策の転換<br>(2) 所得政策の後退<br>(3) 労使間協調の維持・改善への試み |
|---|--|

## 1. 最近の物価動向

欧米主要国の最近の物価動向をみると、前年比上昇率はまだ2桁台の高水準を続けているところが多いが、総じていえば英国を除き各国で騰勢がしだいに鈍化しつつある。すなわち第1表から明らかのように、卸売物価は昨年末から本年初にかけてフランス、米国、イタリアなどで前月比マイ

ナスに転じており、消費者物価も各国でその騰勢がひとところに比べかなり鈍化してきている。ただ、ひとり英国のみは、物価の騰勢が依然改まらず、とくに消費者物価の前年比上昇率は、昨年央の16~17%から最近では約20%とむしろ加速しつつある。

このような最近における欧米主要国の物価の落着きの原因としては、まず頃来の総需要抑制政策

(第1表)

主要国の卸売物価および消費者物価の推移

(前年&lt;同期・同月&gt;比上年率・%)

	1971年	1972年	1973年	1974年								1975年		
				第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
卸 売 物 価	米 国	3.2	4.6	13.1	18.9	17.4	15.9	19.3	22.7 ( 1.8)	23.5 ( 1.0)	20.9 (△0.2)	17.2 ( 0.2)	14.6 (△0.3)	12.5 (△0.5)
	英 国	9.0	5.3	7.3	23.4	15.6	24.0	25.7	27.0 ( 2.3)	27.8 ( 1.6)	28.3 ( 1.7)	28.9 ( 3.1)	26.7 ( 1.6)	25.3 ( 1.5)
	西ドイツ	4.3	2.6	6.6	13.4	12.1	13.8	14.1	14.6 ( 0.9)	13.4 ( 0.1)	12.4 ( — )	10.5 ( 1.2)	7.7 ( 0.1)	
	フランス	2.2	4.6	14.7	29.1	30.6	37.2	30.8	25.5 (△0.2)	19.9 (△0.7)	13.9 (△2.4)	7.3 (△0.6)	2.4 (△1.1)	
	イタリア	3.4	4.1	17.0	40.8	39.2	43.1	42.5	42.1 ( 1.1)	39.9 ( 0.3)	33.7 ( 0.1)	25.6 ( — )	17.9 ( 0.2)	
	日 本	△0.8	0.8	15.9	31.3	35.5	35.5	32.5	28.7 ( 0.5)	25.1 ( 0.3)	17.0 ( 0.2)	10.4 (△0.4)	5.8 (△0.5)	4.9 (△0.2)
消 費 者 物 価	米 国	4.3	3.3	6.2	11.0	9.9	10.6	11.5	12.0 ( 0.9)	12.1 ( 0.8)	12.2 ( 0.7)	11.7 ( 0.5)	11.1 ( 0.7)	
	英 国	9.4	7.1	9.2	16.1	12.9	15.9	17.0	17.1 ( 2.0)	18.3 ( 1.8)	19.1 ( 1.5)	19.9 ( 2.6)	19.9 ( 1.7)	
	西ドイツ	5.3	5.5	6.9	7.0	7.4	7.1	7.1	7.1 ( 0.5)	6.5 ( 0.7)	5.9 ( 0.3)	6.1 ( 0.9)	5.8 ( 0.5)	
	フランス	5.5	6.2	7.3	13.4	11.3	13.6	14.5	14.9 ( 1.2)	14.9 ( 0.9)	15.2 ( 0.8)	14.5 ( 1.1)	13.9 ( 0.8)	
	イタリア	4.8	5.7	10.8	19.1	14.5	16.4	20.6	24.3 ( 1.9)	25.2 ( 1.9)	24.5 ( 0.8)	24.1 ( 1.3)	23.3 ( 1.5)	
	日 本	6.1	4.5	11.7	24.5	24.5	23.8	24.8	26.2 ( 2.3)	25.8 ( 0.7)	21.9 ( 0.4)	17.4 ( 0.5)	13.9 ( 0.3)	

(注) カッコ内は前月比騰落(△)率・%。

資料: OECD統計月報等。

の効果浸透により昨年後半以降各国で景気の落ち込みが顕著となり、いわゆるディマンド・プル要因が大幅に後退したことがあげられよう。また、このような主要国の景気後退を映じて、石油をはじめ非鉄金属、食料品等の一次産品市況が昨1974年初めから軟化傾向をたどっていることも、これらの輸入国である先進諸国の物価の落着きにある程度寄与しているとみられる。このような事情を背景に、賃金コストの上昇が物価上昇要因としてのウエイトを増しつつあることが注目される(注1)。ちなみに、昨年12月発表されたOECDのEconomic Outlookは、「74年前半には、石油およびその他1次産品価格の上昇などいわば外生的(exogenous)要因がインフレの主因であったが、いまや賃上げという内生的(endogenous)要因が高率インフレを下支えしている」と指摘している。

以下、最近の欧米主要国におけるコスト・インフレの状況、背景、対策などを、主として賃金コストとの関連からみることとしたい。

## 2. 賃金コストの上昇とその背景

主要国の最近における賃金コストの動向をみると(第2表)、イタリアでは1973年から、英国、フランスでは、1974年から賃金の上昇率が急激な高まりを示した。これに対して米国、西ドイツでは、比較的落ち着いた推移をたどっている。一方、生産性は74年中、景気後退を映じて各国軒並みに低下し、このため生産物単位当りでの賃金コストは大幅に上昇している。こうした背景につ

(第2表)

### 主要国の賃金・生産性・賃金コストの動向(製造業)

(前年&lt;同期&gt;比増減率・%)

		1971年	1972年	1973年	1974年		1974年		
					上期	下期	第1四半期	第2四半期	第3四半期
賃金	米 国	6.0	6.6	7.1	6.7	7.0	5.9	7.5	7.3
	英 国	14.0	12.3	10.9	10.0	12.1	17.0	14.3	20.0
	西ドイツ	11.0	9.0	10.7	10.5	11.4	7.8	11.3	13.2
	フランス	11.0	11.7	14.5	13.3	15.7	17.2	19.4	21.5
	イタリア	14.0	9.6	24.8	20.2	28.2	27.3	21.7	20.2
	日 本	16.0	16.4	24.4	19.4	27.3	24.8	36.5	38.7
生産性	米 国	4.0	3.8	3.7	5.7	2.7	0.9	1.8	1.8
	英 国	5.0	6.7	5.4	7.3	4.4	2.5	0.9	—
	西ドイツ	5.0	5.7	7.2	7.8	6.1	3.4	5.9	6.7
	フランス	6.0	8.5	7.8	9.3	6.8	6.7	4.2	3.2
	イタリア	2.0	8.8	12.6	15.0	12.2	11.0	1.6	1.6
	日 本	4.0	9.6	18.4	17.5	17.8	12.5	6.0	2.2
賃金コスト	米 国	2.0	3.9	3.9	1.4	4.3	5.6	5.6	8.3
	英 国	9.0	8.3	5.1	4.8	7.1	13.6	14.8	20.8
	西ドイツ	6.0	2.8	2.8	1.8	4.2	4.6	5.4	7.0
	フランス	5.0	2.9	6.4	3.7	7.8	10.7	14.0	16.4
	イタリア	12.0	0.9	10.6	4.0	13.7	15.4	20.2	22.2
	日 本	11.0	4.5	5.2	2.2	7.7	11.2	28.3	35.2

(注) 賃金は時間当り、生産性は労働者1人時間当り産出高、賃金コストは生産物単位当り。

資料：NIESR, National Institute Economic Review, 1975年2月号。

いてみると次のとおりである。

### (1) 名目賃金の大幅上昇

1974年には各国で大幅な賃上げの動きが広範化した。その背景としては、①73年後半から加速化したインフレに伴い実質賃金が著しく低下したため(注2)、これを回復しようとの要求が高まったこと、②加えてインフレ・マインドの定着から、イ

(注1) 最近の英蘭銀行四半期報(75年3月号)によると、英国の物価上昇における賃金コストの寄与率は74年1～6月中の40.5%から7～9月中72.4%、10～12月中83.0%と急激に上昇をみており、英国社会経済研究所(NIESR)の計測(National Institute Economic Review, 1975年2月号)でも、74年7～9月の物価上昇率の73%が賃金コストの上昇によるとされ、英蘭銀行とほぼ同様の結論に達している。

(注2) 各国の実質賃金の動向

		(前年<同期>比騰落(△)率・%)					
		1971年	72年	73年	73年上期	73年下期	74年上期
米 国		1.8	3.6	△0.1	1.4	△0.8	△4.5
英 国		1.8	5.4	3.8	5.2	3.6	△2.0
西ドイツ		6.2	3.6	4.8	4.5	5.1	3.5
フランス		5.0	4.7	7.8	5.2	6.0	3.7
イタリア		8.2	4.4	12.2	8.9	15.4	7.1
日 本		8.2	10.8	7.9	7.7	8.2	△0.2

ンフレ先取的な賃上げ要求もみられたこと、などの事情が指摘できる。

#### (賃金・物価スライド方式の普及)

73年から74年にかけてのような異常なインフレ期において、給与生活者の実収賃金の上昇を支えた大きな要因として、各国で賃金の物価スライド方式が広範に採用されるようになったことがあげられよう。

たとえば米国では、60年代には減少していた賃金のエスカレーター条項採用事例が70年に入り増加し、74年初には同条項の対象労働者が400万人を超え、年後半には約500万人に達したといわれている。しかもエスカレーターの方式も、従来に比し早めに(消費者物価の上昇幅0.4%ごとに時間当たり1セント引上げが同0.3%ごとに)、かつひん繁に(年2回が年4回)行うケースが一般化した。このため実収賃金増加率に占めるエスカレーター条項の寄与率は、全産業について1969年の4.6%から72年10.6%、73年18.6%と急速に上昇した。

また英国においては、73年11月の所得政策第3段階移行に際し、賃金の物価スライド条項(Threshold Agreements)<sup>(注3)</sup>が導入され、74年5月に第1回の発動をみた。同条項は74年11月に法的制度としては期限切れになったが、その後も個別協約として継続される動きがみられ、また新規賃金協約締結に際して物価調整ボーナスを支給する例も多くなっている。

このほかフランスでも、70年1月以降、新たな最低賃金制度(SMIC)が発足し、消費者物価上昇率にスライドして最低賃金が引き上げられることとなった。またイタリアでも、本年1月下旬、昨秋以来インフレによる所得目減り防止のため賃金物価スライド制の改訂を要求してきた3大労組と経営者団体連盟との間に合意が成立した。もともとイタリアでは、1945年以降賃金の物価スライド制が実施されており、今回の改訂はこれを大幅に改善したものである<sup>(注4)</sup>。

このような物価スライド方式の拡大が近年各国で受け入れられるようになった一つの社会的背景として、欧米主要国においてこのところ政権が相対的に弱体化し、与野党の勢力が接近してきたため、各国政府としても労働組合の要求を従来にも増して考慮する必要が生じてきたという事情が働いていると思われる。

#### (2) 英独両国の賃上げ動向

もともと、最近の賃上げの動きは国によってかなり様相を異にしており、とくに英国では3割を超す大幅賃上げが続いている反面、西ドイツでは賃上げ率が6%台に収まるなど、対照的な姿を示している。

すなわち、英国では、本年3月央の失業者数(季節調整済み)が721千人(失業率3.2%)と過去2年間で最高水準に達したほか、労働時間短縮の動きも拡大しているなど、他の諸国同様、労働力

(注3) 所得政策第3段階への移行に際し、73年11月以降1年間に限り労使双方の合意のうえで実施されてきたもの(全労働者の約4割をカバー)。小売物価が73年10月の水準を7%ポイント上回った場合、上回った分1%ポイント当たり40ペンス加給されることになっている。

(注4) イタリアの賃金物価スライド制の具体的実施要領は以下のとおりである。

(1) 適用対象…全産業(公務員もこれに準ずる。ただし、零細企業は除く)

(2) スライド方法…下式により行う。

$$\left( \frac{\text{生計費指数の四半期中上昇率}}{\text{< \%ポイント数 >}} \right) \times \left( \frac{\text{四半期中の生計費指数1\%ポイントの上昇につき職種別、資格別に定められている物価調整手当基準額}}{\text{物価調整手当}} \right) = \left( \frac{\text{翌四半期中の月給に追加される物価調整手当}}{\text{物価調整手当}} \right)$$

今回改訂では、物価調整手当基準額が大幅に引き上げられ(75年2月1日以降実施)、かつ77年2月1日までに従来ある職種間、資格間格差(75年1月31日までは最低372リラ～最高948リラ)を段階的に解消し、最終的には一律2,389リラとすることとなった(ただし金融業、商業は別途労使間で決定)。

なお、物価調整手当の計算に用いられる生計費指数の基準時点を、従来の56年5～6月平均から74年8～10月平均に変更。

需給の緩和傾向が顕著である。しかしながら、74年末から75年初めにかけて行われた各労組による賃金改定交渉に示された賃上げ圧力はいっこうに衰えをみせていない。なかでも、2月中旬妥結した英国最大労組の一つである炭鉱労組の賃上げは最高35.5%アップの高率に達し、これが契機となって、その後3月から4月にかけて妥結した賃金改定交渉は、郵便(39%)、ガス(34%)、電力(25~32%)いずれもかなりの高率となった(注5)。こうした大幅賃上げの影響は早くも物価面に現われはじめており、たとえば石炭公社は、賃金コスト上昇分吸収のため3月以降工業用石炭価格の30%引上げを実施(家庭用は4月)したほか、電力公社も4月以降家庭用電気料金の引上げ(28.5%)を決定している。

これに対して西ドイツでは、昨年末から本年初にかけて失業率が戦後最高に近い水準に達するなど雇用状況の悪化が続いている中で賃上げ圧力がとみに弱まり、昨年秋ごろに政策当局が懸念していた2桁賃上げの可能性は実現するに至らなかった。すなわち、1月中妥結をみた建設業界および

製紙業界の場合、いずれも賃上げ率は6.6%に収まったほか、2月にはかねて2桁の賃上げ要求を掲げていた民間最大の労組であるノルトライン・ヴェストファーレン州金属労組(組合員約120万人、要求約11%アップ)および西ドイツ公共企業関係労組(組合員約140万人、要求約10%アップ)とも結局6%台(前者平均6.8%、後者同6.5%)の賃上げで妥結をみた。とくに前者の賃上げ率が他の民間労組に与えた影響は大きく、最近妥結した中小組合の賃上げ要求もほぼ軒並み1桁台に収まっている。

このように英国、西ドイツ両国の賃上げが対照的な動きを示している背後には、なによりも英国のインフレ率が依然年率20%を超えるのに対し、西ドイツでは消費者物価が年率1桁台の伸びにとどまっているという基本的な違いを指摘できよう。しかも英国の場合には、名目賃金の伸びが消費者物価の伸びを上回り、その差がしだいに拡大しているという事情がある。たとえば、時間当り名目賃金の対前年同期比伸び率は、昨年7~9月21.4%、10~12月26.4%、本年1~2月28.7%と

(注5) 英国の最近の賃上げ事例は次のとおり。

	労働者数(千人)	実施時期	前年比増加率(%)
地方公共団体 (manual workers)	1,000	74年11月	35
食料品小売 (assistants)	100	〃	〃
パン製造業 (manual workers)	33	12月	38
British Steel	40	〃	21
(+物価スライド制)			
水道 (manual workers)	40	75年1月	37
ガス (〃)	41	〃	35
家具製造業 (〃)	80	〃	33
(+new threshold agreement)			
塗装業 (〃)	20	〃	43
炭鉱 (private sector)	5	〃	35
British Airways	17	〃	21
4月から4%追加 (+new threshold agreement)			
国民健康サービス技師	15	〃	19
(仮払い)			
建設	1,000	2月	35
(6月からさらに16%アップ)			
道路交通	150	3月	42
炭鉱 (manual workers)	240	〃	28

資料：英蘭銀行四半期報(75年3月)。

急速に伸び率を高めているのに対し、小売物価の対前年同期比伸び率は7～9月17.0%、10～12月18.2%、本年1～2月19.9%と賃金ほどではなく、両者の差は4.4→8.2→8.8%と拡大している。

このため、労働党政権が昨年央以降、従来の直接的賃金規制にかえて採用してきた「社会契約」（賃金上昇率を物価上昇率の範囲内に自主的に抑制することをたてまえとする）はもはや有名無実化している。もともと「社会契約」は、賃上げ交渉のひん発を避け、原則としてこれを年1回とするかわりに労働者の実質賃金の確保を保証するものであった。このため、物価の騰勢が改まらず、インフレ心理がまん延している時期においては、労組側に生活防衛のため先行きの物価上昇を見込んで賃金をある程度先取りしようとの動きが強まる結果となった。

もとより、政府当局もこのような大幅賃上げを拱手傍観していたわけではなく、ヒーリー蔵相をはじめ当局者は、機会あるごとに過度の賃上げが英国経済に深刻な影響をもたらすとして、社会契約の遵守を国民に訴えているが、いまだ実効を挙げるに至っていない<sup>(注6)</sup>。

#### （労働組合組織の違い）

このような英独両国の賃金パターンの相違は、また両国の労働組合の形態やビヘイビアの差といった、より制度的ないし構造的な要因にも大きく影響されているとみられる。

英国では各職場に数多くの職種別組合が存在しており、たとえば平均的な自動車会社には24、造船会社には16～18の組合が存在するといわれる。賃金の基本的な額は全国的組織である使用者団体

と産業別組合との協定で決定されるが、各企業、工場の段階で職場組織がその上乗せを行う例が多い(いわゆる wage drift)。加えて英国では、国有化企業がかなりのウエイトを占めているが、これらの企業では労組が企業の収益状況をあまり顧慮することなく賃上げを要求しがちであるという事情を指摘できよう。このような英国の労働組織の特殊性はかねて指摘されたところであって、現に英国の最近の賃上げの事例をみても、アップ率の高いものは公共部門および国有化企業に集中しており、民間企業の場合には、一部に例外的に高い場合もあるが、平均では公共部門の賃上げ率を下回っている。

これに対して西ドイツの労働組合は、英国の場合ほど職種別に細分化されていないうえに組合の全国的組織はさほど強力でなく、経営者側との交渉のかぎを握るのは、地方分権主義の風潮とあいまって各州レベルの産業別組合である。このように、労働組合の組織が英国のようにいわば横断的でなく、むしろ縦断的であることが、高率の賃上げの全国的な波及といった事態を未然に防ぐうえで少なからぬ役割を果たしていることが指摘されている<sup>(注7)</sup>。

さらに西ドイツの場合には、もともと物価安定を重視する国民性に加え<sup>(注8)</sup>、労組が企業に対し協調的であるといわれている。これは後述のように西ドイツにおいては労働者の経営参加が部分的に認められているうえ、民間企業のウエイトが圧倒的に高く、労組としても企業の収益状況に敏感たらざるをえないということとも無関係ではないとみられる。

(注6) たとえばヒーリー蔵相は1月中旬、「社会契約が守られなければ緊縮予算を編成せざるをえない」と警告、2月中旬には「賃金の大幅上昇は英国を破産におとし入れる」と重ねて社会契約の遵守を訴えた。さらに3月19日の労働党議員総会において、「インフレの主因が賃金上昇にあるという事実を無視することは狂気のさたである」と重ねて強く警告している。

(注7) 「Warum mehr Preisstabilität als im Ausland?」 bei Günter Grosser, Wirtschaftsdienst 1975年2月。

(注8) 調査月報49年12月号「西ドイツにおける物価安定政策の展開とその背景」参照。

## (西ドイツ政策当局の適切な政策運営)

西ドイツ主要労組の賃上げ率が、6%台というおおかたの予想を下回る伸びにとどまった背景として、政府やブンデスバンクの総需要抑制策が適切であったことは見のがしえない。73年秋から74年初頭にかけて行われた恒例の年間賃金改定交渉において、増大する失業や西ドイツとしては異例の激しい物価上昇を不満とした労組側からインフレ手当を要求する動きが広範化し、結局13~15%の賃上げで妥結をみた。こうした苦い経験に徴して、政府は75年年間賃金改定交渉の始まる74年秋から、大幅な賃上げが賃金コストの上昇をもたらし、物価上昇や投資減退を招いて、結局労働者にとりマイナスである旨を積極的にキャンペーンする一方、財政面から不況回避策を採用した。一方、ブンデスバンクは、74年秋以降あいつぐ公定歩合の引下げを通じて不況の回避を図る一方で、74年12月には「75年中の中央銀行通貨の伸びを約8%とする(74年は約6%)」と公表したが、これは物価安定に対するブンデスバンクの強い決意を表明したものと受け取られた。こうした政策当局の慎重かつ弾力的な政策運営態度は、賃金交渉の当事者に対して少なからぬ心理的影響を与えたとみられている。

## (3) 生産性上昇の鈍化

次に生産性についてみると、最近各国において生産性の伸びは著しく鈍化している。これは、①景気後退に伴う生産の低下といった循環的ないし短期的要因もさることながら、これに加えて、②近年の設備投資停滞傾向(とくに製造業)という、やや長期的な要因にも原因を求めることができよう。

主要国の近年の設備投資動向についてみると(第3表)、まず米国の場合は、名目ベースの製造業設備投資は71年に前年比わずか2%の微増にとどまったあと、72年から73、74年にかけて前年比1割程度の増加となったものの、物価上昇率(卸売物価の前年比上昇率、73年+13%、74年+19%)を勘案すると実質ベースでは両年ともむしろマイナスとなっている。

さらに設備投資目的も、最近では「近代化」、「公害防止」といった目的のウエイトが高まっており、逆に「能力増」は相対的にウエイトが低下している。たとえば鉄鋼業界における「能力増」目的のウエイトは73年に2割弱と70年ごろ(約5割)に比し大幅に低下をみた(注9)。

また西ドイツの場合には、実質ベースでの機械設備投資が停滞し、これに伴い生産能力そのものの増加率も逡減している。

英国では、やや長期的にみて設備投資中の製造業設備投資の比率がすう勢的に低下しており、(1957~60年平均31.0%、61~65年平均28.0%、66~70年平均26.5%、71~74年平均24.4%)、これが同国の生産性低下の主たる要因の一つといえよう。また労働者1人当りの設備投資額でみると英国は主要工業国中最低であるうえ、設備の老朽化が著しく、たとえば更新後10年以内の設備が設備全体に占める比率は、日本の62%、西ドイツの56

(第3表) 米国および西ドイツにおける設備投資動向

		1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	上期	下期
米 国	製造業設備投資 (名目、前年比 増減(Δ)率・%)	5.5	1.9	8.9	12.8	12.6	12.7	12.5
	機械設備投資 (実質、前年比 増減(Δ)率・%)	16.7	4.8	Δ 0.1	2.0	Δ 8.5	Δ 9.0	Δ 7.5
西 ド イ ツ	製造業の生産能力 増加率(前年比・%)	8.0	6.0	6.0	5.0	3.0 戦後最低	n. a.	n. a.

(注9) Fortune, May 1974.

(第4表)

## 労働争議による労働損失日数

(年平均、単位・千日)

	1961～65年 年平均	1966～69年 年平均	1970～73年 年平均
米 国	19,440	39,850	42,017
英 国	3,160	4,180	13,896
西ドイツ	291	173	1,301
フランス	2,794	2,342	3,450
イタリア	12,817	17,527	14,200
日 本	4,630	2,762	4,924

資料：ILO, Year Book of Labour Statistics.

%に対して英国では38%にすぎないといわれている(注10)。

ここで参考までに、労働側から生産性を阻害する要因として、労働争議による損失日数をみると(第4表)、米国の場合が圧倒的に多いうえ、すう勢的に増加しており、英国も70年代に入り急激な増加をみた。反面、西ドイツでは70年代に増加したとはいえその水準は英国の10分の1にすぎず、安定した労使関係を裏付けている。なお、英国の労働争議は近年大型化する傾向にあり、参加人員1千人以上の労働争議の全体に占める比率は、1966～69年平均の70%から70～73年には78%に上昇している。

## (4) 賃金コストの上昇

上述したような賃金の上昇と生産性低下から、第2表に示されるように、西ドイツを除き各国とも賃金コストが急激に上昇しており、当面その騰勢が弱まる見込みはない。統計資料の最も整備している米国についてやや詳しくみると(第5表)、企業の製品1単位当たり賃金コストは、名目賃金の上昇および労働生産性の低下の双方を背景として、73年から74年にかけて約3倍の上昇を示した。

(注10) "The United Kingdom in 1980," The Hudson Report, 1974.

(注11) 英国企業の税引後利益率(対売上高、減価償却・在庫評価調整済み)

1950～ 71年平均	1972年	1973年	1974年 I	II
18.3%	12.5%	12.5%	-0.3%	2.1%

資料：National Institute Economic Review, 1974年11月。

(第5表)

## 米国の単位当たり価格・コスト・利益変化率等

(金融業を除く、単位・前年比%)

	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年
価 格	4.5	3.6	1.9	3.4	9.5
賃金コスト	6.3	2.2	1.8	4.0	11.3
名目賃金	7.1	7.1	6.3	7.4	9.0
労働生産性	0.8	4.8	4.4	3.2	2.0
その他コスト	11.9	4.6	1.0	0.7	9.5
減価償却	9.6	4.8	0.8	0.8	9.8
間接事業税	9.2	5.9	2.4	0.0	8.1
支払利息	31.0	0.0	2.6	8.1	12.5
利 益 (在庫評価益を含む)	-17.9	10.9	9.8	4.1	0.7
生 産 高	-1.4	3.2	8.5	7.8	2.4

(注) 1. 1974年は暫定計数。

2. 利益は税引前。

資料：1975年大統領経済報告。

こうした賃金コストの上昇に加えて、①売上げの伸び鈍化、②稼働率低下に伴う固定費負担増、③借入れ依存度上昇に伴う金利負担増、などの要因から、企業収益は悪化傾向が著しい。第5表に明らかなように、米国では企業の減価償却費、支払利息等「その他コスト」が急激に上昇しており、こうした諸コスト上昇および生産高減から、74年中の単位当たり税引前利益はマイナスに転じている。企業収益の悪化傾向は英国の場合にも顕著にうかがわれ、在庫評価を調整した税引後利益率は74年に大幅な低下を示した(注11)。

## 3. 失業の増大とその背景

ここでやや観点を換え、最近の各国における失業の増大傾向について簡単に触れよう。昨74年から本年にかけて各国でインフレと高水準の失業とが併存し、いわゆるスタグフレーションの傾向が顕著であることはあらためて指摘するまでもな

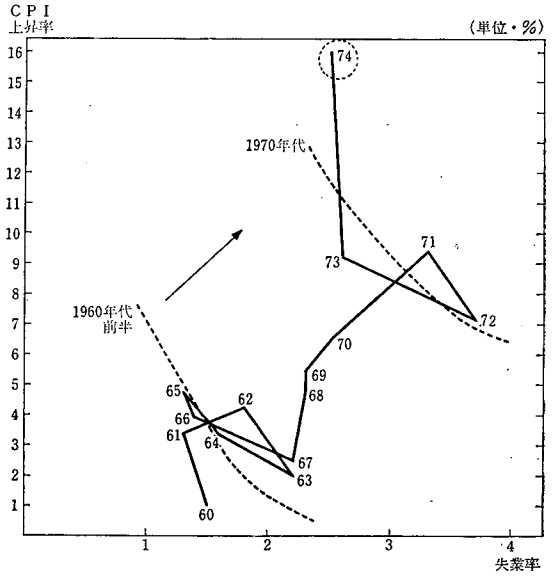


い(注12)。このことは、物価上昇率(または賃金上昇率)と失業率との関係を示すいわゆるフィリップス曲線の変化に端的にみられる。すなわち、米国、英国、西ドイツの3か国のフィリップス曲線を見ると(第1～3図)、英国についてはすでに1960年代後半から、米国、西ドイツについては1970年代から、物価水準(ないし失業率)が従来のパターンと無関係に上昇した。これは、米国におけるフィリップス曲線の右上方へのシフトという形で象徴的に示されている(注13)。

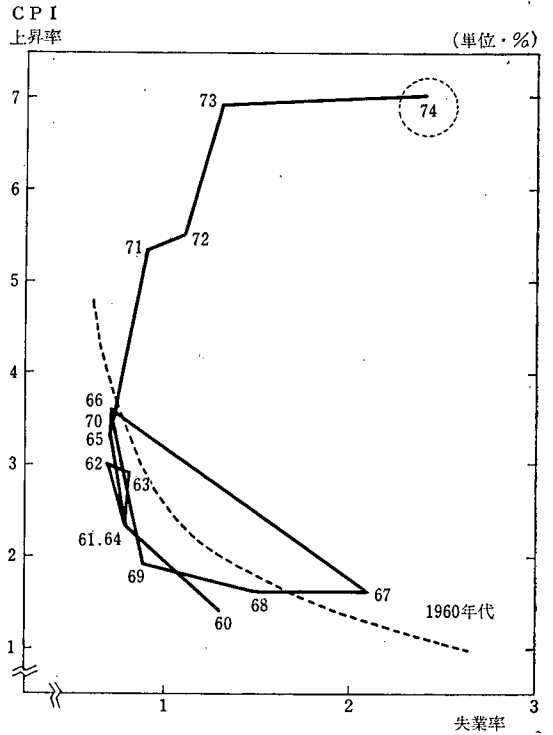
とりわけ1974年の動きは特殊であり、3か国のいずれについてみても、従来とかけ離れて物価ないし失業率が高くなっており、不況下にもかかわらず、いかにインフレが激しかったか、換言すればいかに失業率が従来のパターンと無関係に高かったかが如実に示されている。このようなスタグフレーション現象は、需要圧力が小さいにもかかわらずインフレが存在するという意味で、最近のインフレがコスト・インフレの様相を濃くしていることの一つの現われとみることができよう。

70年代に入り主要国の失業率の水準が従来に比

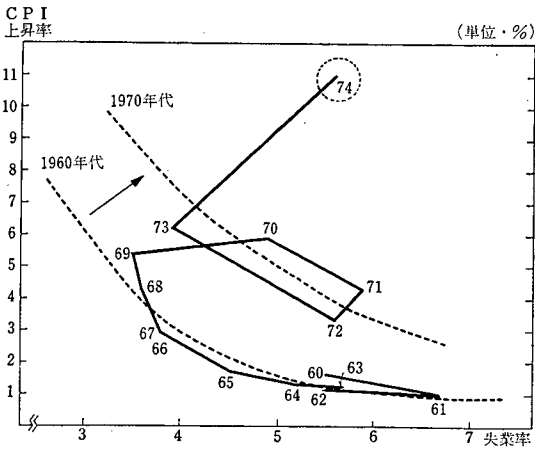
〔第2図〕 英国のフィリップス曲線



〔第3図〕 西ドイツのフィリップス曲線



〔第1図〕 米国のフィリップス曲線



(注12) 詳細は調査月報50年1月号「海外経済の回顧と展望」。

(注13) George Perry, "The Success of Anti-inflation Policies in the United States." (Journal & Money, Credit and Banking, 1973年2月)も同様の主張を行っている。もっとも、もともとフィリップス曲線は長期的には存在しないとする立場もある(M. Friedman, E. S. Phelps等)。

べて高まった理由として、考えられる要因は次のとおりである。

(1) まず労働力人口に占める女子および若年労働者の比率が上昇した点が指摘できる。米国では1950年代以降、既婚中年女性の労働市場への参入が増加し、60年代以降は若年既婚女性と大戦後のベビー・ブームによるティーンエージャーの参入が増加したため、労働力の構成内容が変化し、全労働力人口に占めるティーンエージャーと20才以上の既婚女性の比率が急増することとなった(注14)。この両者は主として学生や主婦であるため、労働市場への出入りが多いところから、いわゆる摩擦的失業の大きな要因になっている。

欧州諸国においても、こうした女子、若年層の労働力市場への進出傾向が顕著であり、これが平均的な失業率を押し上げる結果となっている。たとえば、英国では女子失業者数(74年11月10.2万人、対前年同月比+35.6%)は、男子失業者数(同51.2万人、対前年同月比+23.3%)を上回る増加をみている。また西ドイツでも事情は同様であるが、とりわけ操短対象労働者数の増加にその傾向が顕著である(74年12月21.6万人、対9月比+180%、男子労働者12月48.7万人、対9月比+160%)。さらに、フランスでも最近、失業者(正確には失業手当受給対象者)に占める女子の比率が急上昇し、74年末には過半を占めるという事態が出てきている(73年央49%→74年末52%)。

こうした女子失業者(ないし操短対象者)の増加は、もとより不況の雇用面に対する影響が限界的

な未熟練労働力としての女子労働者層により強く現われている面は否めないが、他方で、女性の求職者数が以下のような事情から近年すう勢的に増加していることも無視できない(ちなみに、英国では70年以降労働力人口自体が減少傾向にある<70年22.9百万人→73年22.7百万人>なかで、女子の労働力人口はむしろ増加している<70年8.8百万人→73年8.9百万人>)。

すなわち、①最近女子労働者の労働条件が、英国の男女同一賃金法(The Equal Pay Act, 1970年成立)に象徴されるように法制面から急速に改善されつつあること(注15)、②失業保険制度の完備に伴いその恩恵を享受する意図から求職女性層が増加をみていること、③主婦層が近年のインフレ高進下の実質所得の減退傾向から、とみに雇用機会を求めめる傾向を強めていること、などの事情が背景にあるとみられている。

(2) 次に米国の場合、最低賃金制の実施により、ティーンエージャーと未熟練労働者の失業率が高まったという事情が指摘できる。すなわち、連邦政府の最低賃金は現在のところ、時間当たり2.10ドル(1966年以前の法律で適用される労働者)ないし時間当たり1.80ドル(66年の法律で適用される農業労働者、家事労働者、商店雇用人など)を下回らないことになっている。このため、雇用者は生産性の高い熟練労働者を求める傾向が強くなり、このことが、不況期にティーンエージャーや未熟練労働者の失業が増大する要因となっている(たとえば、1974年の16~19才までのティーンエー

(注14) 米国の労働力人口中の女性およびティーンエージャーの比率

	女性の比率	ティーンエージャーの比率
1954年	30.8%	5.8%
59年	32.7	5.9
64年	34.4	6.5
69年	37.3	7.9
74年	38.9	8.6

(注15) 英国では、現在議会において新男女同権法案(The Sex Discrimination Bill、男女同一賃金法をその他の領域についても拡充したもの)を審議中であり、今秋ごろまでには成立する見通しである。また最近、政府は女性の労働条件の改善を含む雇用保護法案(The Employment Protection Act)を発表した。

ャーの失業率は白人14%、黒人33%、一方、20才以上の男子の失業率は3.8%)。

(3) 欧州諸国における外国人労働者の存在も、失業の増大と無関係ではない。ECは発足当初からローマ条約(1958年発効)において「労働者の移動自由」をうたい、自由化を漸進的に行っており、拡大EC 9か国における外国人労働力の受入れは74年初頭には626万人(うち他のEC加盟国からの受入れは176万人)と域内労働力の7.5%にも達している。このようにいったん移入してきた労働力は、近年の各国における失業保険制度などの充実もあって、不況下で失業状態(レイオフ、操短対象労働者などを含む)におかれたからといって、必ずしも従来のように帰国するとは限らなくなってきている。その典型的な例が西ドイツであり、同国では、労働力の約10%を占める外国人労働者が、従来は不況期に母国に帰国するため、失業率は低くなる傾向がみられてきた。ところが、74年になって、西ドイツへの新規移住労働者に対する制限措置が実施されたことによって、失業した外国人労働者の帰国が減少したため、こうしたパターンに変化がみられ、外国人労働者の失業率はかなり上昇することとなり、これが西ドイツの最近の失業率上昇の大きな要因ともなっている。現に、同国の失業率は昨年末から75年初にかけ上昇の一途をたどり、75年2月には16年来の高水準(5.2%)に達したが、これは専ら外国人失業率の急上昇によるもので、西ドイツ人失業率は年初に

ピークに達し、その後は横ばいとなっている(注16)。

なお、主要国の労働市場の実勢を判断するにあたって見落とせない現象の一つとして、いわゆるフェザー・ベッディング(feather-bedding、水まし雇用)の強まりが挙げられる。すなわち、最近欧州各国では、企業側が大幅減産等の実施に際し、労働者の全面解雇といったドラスチックな方策を極力回避し、一時帰休、操短等により所得の一定割合を保証するという形でひとまず急場をしのご傾向が強まってきている。こうした現象は、以下の理由に基づくものである。すなわち、ここ1~2年に労働争議が多発化しており、代表的事例をみても、英国の炭鉱スト(1973年11月~74年3月8日、この間おおむね全産業で年末から約3か月間週3日操業)、フランスの郵便スト(1974年10月17日から51日間と史上最大のスト)、イタリアの74年秋以降ひん発するゼネストなど、いずれも社会的・経済的影響がきわめて大きかった。しかも労働党政権下の英国のほか、保守党政権下のその他主要国においても、政権が相対的に弱体化してきていることなどを背景に、各国における労使の相対的力関係が労働者側に有利化しつつある。こうした状況の下では、企業としても労働組合を過度に刺激するような措置をとることは得策でないとは判断しているためとみられる。

#### 4. コスト・インフレ対策の展開と問題点

以上にみたような最近におけるコスト・インフ

(注16) (1) 統計の制約からそ及できないが、連邦労働省の発表によれば、最近の西ドイツにおける失業率は次のとおり。

	外国人失業率	西ドイツ人失業率	全体の失業率
74年12月	5.4%	4.0%	4.2%
75年1月	6.3	5.0	5.1
2月	7.1	5.0	5.2

(2) また外国人受入れが西ドイツに次いで多いフランスに例をとると、求職者に占める外国人の比率はすう勢的に上昇している。

1968~71年平均	7.6%
72年	8.0
73年	8.2

レの進行や失業の増大といったスタグフレーション傾向に対し、欧米諸国の政策当局が採用してきた措置を概観してみよう。

### (1) 総需要抑制策の転換

まず欧米諸国の政策当局は、政策の重点を従来の総需要抑制から漸次不況対策に移行しつつあり、金融面を中心に緩和措置を打ち出している。

すなわち西ドイツでは、昨年10月以降4回にわたる公定歩合引下げや財政面からの投資刺激策(12月)によって不況対策をすすめており、米国でも昨年11月以降4回にわたる公定歩合や準備率の引下げを実施したほか、1月発表の一般教書で、個人、企業向けの減税を軸とする財政面からの不況対策が提案された。さらに昨年末以降4月にかけて、英国、フランス、イタリア、カナダ、スイス、ベルギー、デンマークでもあいついで公定歩合を引き下げるなど、金融引締めの手直し<sup>(注17)</sup>が行われている。

### (インフレ対策への配慮)

最近の金融・財政面からの景気対策につき、まず特徴点として指摘できるのは、今次景気後退局

面においては、物価の上昇圧力が基本的にはなお残っていることを考慮して、インフレ再燃への強い警戒的態度がうかがわれる点である。

これを具体的にみると、各国政策当局者は、当面の政策目標を不況対策に置きつつも、長期的観点にたてばインフレ抑制が最優先課題である旨を強調している。また政策運用に際しても、景気対策として減税を行う一方、インフレ対策として財政支出抑制に努める方針を打ち出す(米国)とか、現在のマネー・サプライの伸び悩みをながめてこれを適正な水準に戻すために金融緩和をすすめるながらも、過度の緩和は行わない旨明言する(米国、西ドイツ)などの動きがみられる。またフランスでは、各種の不況対策をすでに実施しながら、これらは景気のいっそうの落込みを防止するための個別対策であり、全般的な景気振興策を実施するのはいまだ時期尚早との態度を示してきた。

このように、一見矛盾するかのように見える不況対策とインフレ対策の併存の背景には、インフレ要因が前述のようにディマンド・プルからコスト・プッシュへ移行しつつある状況下、これを総

### (注17) 最近の金融引締め手直しの具体例

#### (1) 米 国

74年12月	公定歩合引下げ (8.0→7.75%)
75年1月	〃 (7.75→7.25%)
〃	要求払準備率引下げ
2〃	公定歩合引下げ (7.25→6.75%)
3〃	〃 (6.75→6.25%)

#### (2) 英 国

75年1月	最低貸出歩合引下げ(2回) (11.5→11.25→11.0%)
2〃	〃 (2回) (11.0→10.75→10.5%)
3〃	〃 (10.5→10.0%)
4〃	〃 (10.0→9.75%)

#### (3) 西ドイツ

74年12月	公定歩合引下げ (6.5→6.0%)
75年1月	再割引枠引上げ (+25億マルク3月末まで)
2〃	公定歩合引下げ (6.0→5.5%)
3〃	〃 (5.5→5.0%)

#### (4) フランス

75年1月	準備率引下げ
〃	公定歩合引下げ (13.0→12.0%)

75年2月	公定歩合引下げ (12.0→11.0%)
4〃	〃 (11.0→10.0%)

#### (5) イタリア

74年12月	公定歩合引下げ (9.0→8.0%)
75年2月	貸出増加額規制緩和

#### (6) カナダ

74年12月	準備率引下げ
75年1月	公定歩合引下げ (8.75→8.25%)
2〃	準備率引下げ

#### (7) オランダ

75年3月	公定歩合引下げ (7.0→6.0%)
-------	--------------------

#### (8) ベルギー

75年1月	公定歩合引下げ (8.75→8.25%)
〃	準備率引下げ
3〃	公定歩合引下げ (8.25→7.5%)

#### (9) スイス

75年3月	公定歩合引下げ (5.5→5.0%)
-------	--------------------

#### (10) デンマーク

75年1月	公定歩合引下げ (10.0→9.0%)
4〃	〃 (9.0→8.0%)

需要抑制策のみで短期間に鎮静させようとする  
失業の増大等の摩擦現象が過度に大きくなるた  
め、当面は景気の過度の落込みを防ぎ、息の長い  
インフレ対策を実施しやすい環境づくりをめざし  
ているという配慮によるものといえよう。

ちなみに、主要国とくに米国および西ドイツの  
政策当局が企業の設備投資促進をとりわけ重視し  
ているのも、景気刺激策もさることながら、設備  
投資の沈滞は、先行き生産性の低下を招くことに  
よって、長い目でみた場合、物価の上昇要因とな  
る点を懸念しているものとみられる。

#### (心理的効果の重視)

各国の当局が景気対策の心理的効果を重視しよ  
うとする傾向がみられるのも、最近の特色であ  
る。これはインフレ対策とのかねあいからドラス  
チックな不況対策(たとえば財政支出の大幅拡大)  
を採用しがたいという制約があることに加え、今  
回の景気後退局面においては、企業の投資マイ  
ンドのほか個人の消費マインドもまた沈滞してい  
るという状況も配慮したものであろう。

具体的にみると、金融政策においては、アナウ  
ンスメント効果の大きい公定歩合の引下げが中心  
となっているのがその典型的な現われである。ま  
た財政政策では、米国において打ち出されている  
個人所得税減税が、減税による所得効果のほか  
「小切手を直接個人あて送付する」ことによる心  
理的効果をもねらっているとの見方が多い。

#### (2) 所得政策の後退

この間、従来コスト・インフレ対策として多く  
の国で推進された所得政策は、総じて大きく後退  
した。すなわち米国では、1971年8月に発表され  
た賃金・物価の90日間凍結というドラスチックな  
直接規制に始まる所得政策が、その後しだいに緩  
和され、74年4月末をもって一応終了した<sup>(注18)</sup>。

一方英国の今次所得政策は、72年11月以降賃  
金・価格規制という形で続けられてきたが、1年  
経過した73年11月以降賃金規制は緩和され、74年  
7月に至り賃金に関する法的規制は全面的に廃止  
された。さらに74年11月発表の第2次補正予算お  
よび本年4月発表の75年度予算において、企業に  
対する製品価格規制が大幅に緩和された。またフ  
ランスにおいても、73年4月以降強化された価格  
規制は、74年秋以降不況の進行につれてしだいに  
緩和され、現在ではほとんど有名無実に近い存在  
となっている。このように現在所得政策は、北欧  
等一部の小国を除き、主要国ではわずかに英国で  
名目的に存在するのみとなっている。

以上のように、欧米諸国が所得政策の継続実施  
に消極的となったのは、まず賃金規制を長期間に  
わたって続けることが政治的・社会的配慮から困  
難であるうえ、その解除後は catch up 的な賃金  
の大幅上昇を招き、長期間でならしてみれば結局  
賃金の抑制に失敗したという近年の苦い経験が響  
いているためとみられる。また企業に対する製品  
価格規制を長期間継続すると、企業利潤や企業の

(注18) 米国の所得政策は下表のように要約される。

Phase	期 間	許容される年率上昇幅		備 考
		物 価	賃 金	
1	1971年8月～71年11月	0%	0%	90日間物価・賃金凍結
2	71年11月～73年1月	2.5	5.5	事前承認制ガイドライン
3	73年1月～73年6月	2.5	5.5	事後報告制ガイドライン
3.5	73年6月～73年7月	0	5.5	物価凍結
4	73年7月～75年4月	コスト上昇分	5.5	物価(産業別)の選択統制

流動性が過度に圧縮され、ビジネス・マインドの悪化や投資の不足を招き、長い目でみて国際競争力の低下や供給力不足をもたらすというマイナス面があることも無視しえない。これは米国や英国のみならず、オランダでも経験された事態である。

### (3) 労使間協調の維持・改善への試み

コスト・インフレがいったん経済の体質にビルト・インされると賃金・物価の悪循環を招き、これを是正する決め手が見当たらないことは英国の例に如実に示されている。このような賃金コスト・インフレを未然に防ぐには労使間の協調関係の維持が必要であり、これとの関連で注目されるのは、最近欧州諸国において労働者の経営参加の動きがみられることである。

まず西ドイツでは、すでに1951年成立の石炭・鉄鋼業を対象とした共同決定法<sup>(注19)</sup>および1952年成立の経営組織法<sup>(注20)</sup>などによって、労働者の経営参加権(共同決定権、Mitbestimmungといわれる)が部分的に認められていた。その後こうした動きの拡充をめざす労働組合の要請を背景に、ブランド前政権は1974年2月、新共同決定法案(従業員2千人以上の全産業を対象、監査役会の構成は労使同数とするが、労働者側の1人は管理職)を決定したが、これに対する経営者側の反発も多く、現在まで具体化するに至っていない。しかし、西ドイツにおいてこうした風潮が強まりつつあることは否定できないところである。

フランスにおいても、74年7月以来大統領の諮問機関として、新しい労使関係のあり方につき検討を重ねてきた企業組織改革委員会(Comité d'

étude pour la reforme de l'entreprise、委員長は元建設相、文相の Sudreau 氏)は本年2月7日、大統領に対し、①労働環境の改善促進、②企業経営に対する労働者の参画推進(企業の最高意思決定に関する労使共同の監視体制<cosurveillance>の確立)、③株式会社に対する出資と経営の分離強化、④株主、従業員の共同出資による新企業形態の開発、などを内容とする答申を行った<sup>(注21)</sup>。この企業組織の改革は、ジスカールデスタン大統領がかねて標ぼうしてきた「新しい社会・労働政策」の中心をなすものであり、加えて失業の増大、労使紛争の激化懸念といった当面の景気情勢ともからみ、フランスの各界から強い関心が寄せられていた。政府は今後、この答申をもとに各界の意見を徴したうえで必要な立法措置を講ずる意向といわれており、その実現までにはなおかなりの時日を要するとみられるが、いずれにせよ西ドイツに続きフランスにおいても、このように新しい角度から労使間の協調関係を維持・改善しようとの動きが出てきたことは、注目されることである。

#### (適切な需要管理政策の重要性)

すでに述べたように、英国、西ドイツ両国の質上げ状況は対照的な動きを示しているが、これは両国における労使関係の社会的、構造的な相違のほか、総需要管理政策の運営面の違いによるところが大きいように思われる。こうした点からみて、根強いコスト・インフレに対処するためには、地道に労使関係の安定維持に努力するほか、総需要管理政策の適切な運営による環境作りがきわめて重要な意味をもつことが示唆されよう。

(注19) 企業の監査役会に労使双方が5名ずつの監査役を送り、この10名の監査役が中立的立場の監査役を1名選出。

(注20) 従業員500名以上の企業の監査役の3分の1が労働者側から、3分の2が経営者側から選出される。全民間企業対象。

(注21) “La reforme de l'entreprise”, 1975年2月。